

セカンドハーベスト・ジャパン

会員規程

第1条 (目的)

本規定は、セカンドハーベスト・ジャパン（以下、「当団体」という。）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

第2条 (会員の権利)

会員は、定款第20条から第28条に定める総会における議決権を有する。

第3条 (会員の義務)

1. 会員は定款第8条の規定に従い、次の入会金及び会費を通常総会開催時に納入しなければならない。

正会員・賛助会員共通 : 入会金 3千円 年会費 1千円

2. 通常総会に出席できない場合もしくは期中に入会または年会費の支払いをする場合は、前項に規定する金銭を当団体が指定する口座へ振り込むものとする。

3. 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに当団体へ届け出なければならない。

第4条 (規定の変更)

本規定は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規定は、当団体より速やかに会員へ告知するものとする。

平成30年1月4日